

○京都市交通局職員懲戒規程

昭和 31 年 10 月 1 日
交通局管理規程 3—9

京都市交通局職員懲戒規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程 3—9(昭和 31 年 10 月 1 日施行)

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第 5 条に基き、局職員
(以下「職員」という。)の懲戒に関する施行の細目を定めることを目的とする。

(処分の軽重)

第 2 条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序とする。

(処分の決定)

第 3 条 職員の非違行為に対する処分の決定は、次の各号について、総合的に考慮し
たうえで判断するものとする。

- (1) 非違行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責
- (4) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応等
- (5) 過去における非違行為又は懲戒処分等の有無
- (6) 選択する処分が他の職員及び社会に与える影響

2 前項の処分を決定する際の基準は、別に定める。

(研修)

第 4 条 懲戒処分に付される者に対して、研修所又は所属の実施する研修を受講させ
る。

2 前項によるもののほか、懲戒処分に付される者のうち、相当と認める者に対して、
市長が任命する部局が行う研修を受講させることができる。

(転職及び職場転換)

第 5 条 業務上必要な場合は、懲戒処分を受けた者に対して転職又は職場転換を命ず
ることがある。

(謹慎)

第 6 条 懲戒処分発令前において必要があるときは、所属長において 7 日以内の謹慎
を命ずることができる。

(注意)

第 7 条 懲戒処分の程度に至らない行為と認められるときは、所属長において口頭を
もって注意することができる。

(懲戒委員会)

第 8 条 職員に対し懲戒処分を行う場合には、懲戒委員会を開き、その意見を徴して
行う。

2 前項の懲戒委員会に関する規程は、別に定める。

(事実調査及び内申)

第9条 所属長は、所属職員について懲戒処分に該当する疑のある行為があると認めるとき、又は他の機関若しくは上級の職員から懲戒処分に該当する疑のある行為として指摘され若しくは報告を受けたときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 前項の調査によって懲戒処分を要すると所属長が認めたときは、当該職員の始末書及び証拠資料を添付して速やかに内申しなければならない。ただし、当該職員から、始末書の提出を求めることが極めて困難であり、かつ、他の証拠等により事実を証明できる場合は、この限りでない。

(施行細目)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この規程施行の日において懲戒手続中の者の懲戒処分については、なお、従前の例による。

附 則(昭和41年6月1日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年9月30日)

この改正規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日)

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日)

この改正規程は、平成18年10月1日から施行する。